

(公印省略)

障 福 号 外  
令和3年1月20日

各 障害福祉サービス事業所等管理者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

社会福祉施設等関係施設における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止に向けた相談事業の活用について(通知)

日頃から本県の障がい福祉施策の推進に多大なご理解とご協力をくださり、感謝申し上げます。  
さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、大都市部を中心とする感染拡大に対応して、国から、隣県の福岡県を含めた11都府県を対象に「緊急事態宣言」が発出され、本県においても憂慮すべき事態が継続しています。

他県で社会福祉施設におけるクラスター発生が相次ぐ中、今月、本県においても、高齢者施設において初めてクラスターが発生しました。障がい者施設でクラスターが発生した場合、利用者の重症化リスクが高いことに加え、感染が施設職員や利用者に拡大することにより、サービスの継続が困難となることも危惧されます。このため、感染者が発生した初期の段階から感染拡大(クラスター化)の防止に取り組むこと(初動対応)が非常に重要です。

これまでも、大分県看護協会が実施している、県内感染管理認定看護師による電話相談・訪問事業(以下「相談事業」という。)の実施について、情報提供させていただいているところですが、この相談事業は、平常時における感染予防対策のみならず、施設内で感染者が発生した場合における感染拡大防止の観点からも非常に有効です。

つきましては、万一感染者が発生した場合には、保健所とご相談いただき、初動対応としての相談事業の積極的な活用をご検討くださいますよう、お願いいたします。

記

□相談事業について(令和3年3月末まで)

日本看護協会委託により、下記のとおり大分県看護協会が実施しています。

詳細は次のホームページを参照してください。

[https://www.oita-kango.com/info\\_covid-19.html#cf\\_prevention](https://www.oita-kango.com/info_covid-19.html#cf_prevention)

(1) 電話相談

- ・相談日時 水・木・金(祝日を除く)13時~14時
- ・対応方法 電話対応 相談1件10分程度
- ・申込期日 電話相談希望日の前日12時まで、1日相談件数5件(先着順)

(2) 訪問相談

- ・相談日時 随時
- ・対応方法 施設訪問
- ・申込期日 訪問相談希望日の3週間前までに要申込

(3) 上記(1)、(2)の申込様式

別添「電話相談の申込書」、「訪問相談(出張研修)申込書」

※ 感染者が確認された場合など急を要する際には、上記の申込期日に関わらずご相談ください。

施設支援班

担当 兼子、中川

電話 097-506-2745